

新型コロナウイルスによる財政への影響や地域脱炭素ロードマップ策定事業などを議論

厚生労働委員会 総務委員会 レポート



委員長報告全文はこちらをご覧ください。

総務厚生委員会
委員長 山田 能新
副委員長 小山田輔雄
委員 大久保堅太 近藤 芳人 田島 輝美
山内 政夫 山崎 一洋 吉住威三美

総務厚生委員会

新型コロナウイルスによる財政運営上の影響について

Q 新型コロナウイルス感染症の影響により総額2億円程度の市税の減収を見込んでいる中で、固定資産税等の減免額相当分については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が国から交付されるとの説明であるが、これだけ多額の自主財源が減少することで財政運営上の影響について、どのようにとらえているのか。

A 市民税等の減少分については、普通交付税の制度上、市税等の減少額に対し一定の割合の基準財政収入額も減ってくることから、交付税額の算定に加味されることとなるため、見た目以上には、大きな影響はないものと考えている。しかし、自主財源が減るということになり、普通交付税自体も減少傾向にある中で、今後の財政運営において憂慮するところである。

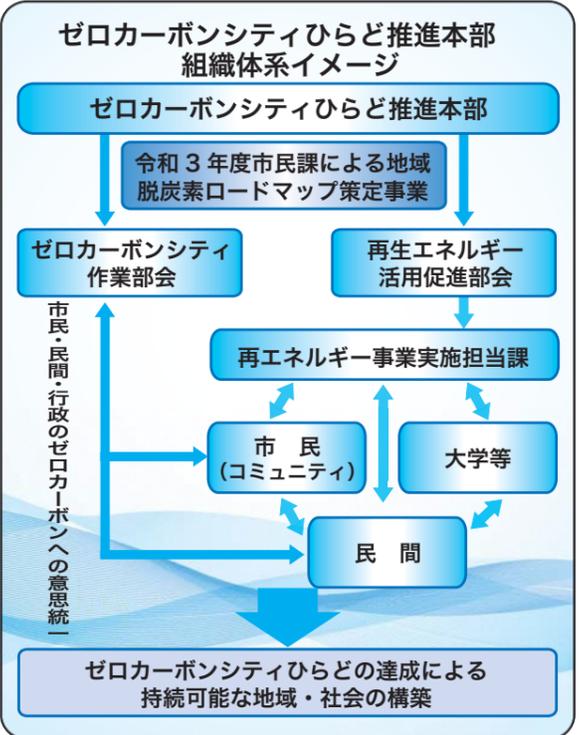
公共施設の解体工事について

Q 生月出張所消防庁舎解体事業をはじめとした公共施設の解体工事に伴う設計委託料が予算計上されているが、

地域脱炭素ロードマップ策定事業

Q 本事業の具体的な目的や考え方の内容は、どういふものか。
A 本市におけるエネルギーの生産と消費の現状を見ると、生産としては、風力発電、太陽光発電、バイオマス利用などがあり、市内で生産しているエネルギーの多くは、市外へ流出している。一方、市民が消費するエネルギーとしては、電気、ガソリン・重油などの燃料があり、消費についても、エネルギーの代金として市外へ流出している状況である。
また、2019年11月以降、固定価格買取制度

(FIT)の買取期間が順次満了していき、太陽光発電も設置年格が安くなってきている。風力発電も、今後数年で固定価格買取期間が満了していき、さらには太陽光発電・風力発電



設計委託料の予算措置が必要である根拠、また設計委託の主な内容はどのようなものと認識しているのか。

A 解体工事の設計については、金額の多寡にかかわらず、適正な入札を行うためには必要なものである。法に基づいて事前に県に届ける必要があることや、工事発注者として請負業者が解体数量等を適正に処理しているかを確認する責務があるため、調査見積をはじめとした設計委託を行っている。

総合行政情報システム維持管理経費

Q 住民記録、税務、福祉等の基幹システムについては、平戸市、松浦市、有田町の3市町での共同化によるクラウド方式で運用を行なうことでコスト削減を図るものとの説明であるが、本市単独で実施した場合と3市町共同で実施した場合のコスト削減額の比較はどの程度になるとの試算か。

A 3市町の共同化によるクラウド方式で運用を行うことで、5年間で2千万円程度の経費削減に繋がるものと試算している。

Q このようなクラウド化と併せてコスト削減に繋がる庁内の事務の標準化についても、随時努めてもらいたい。これを機に、情報システムの標準化・共通化の取組みを拡大していこうという

では、需要と供給のバランスを保つために出力抑制がかかり、余剰電力が発生し活用されていないという現状もある。そういった中において、平戸市CO₂排出ゼロ都市実行計画に基づきゼロカーボン都市を目指し取り組んでいる本市においても、再生可能エネルギーのポテンシャルは大きいものと考えている。CO₂排出ゼロへの継続した取り組みと並行し、地域内で生産されている再生可能エネルギーを地域内で、有効に活用できるようエネルギーの地産地消による地域への還元、産業の活性化、雇用の創出などの可能性を研究し、持続可能な地域社会づくりに繋げていくた

移住定住環境整備事業

Q 本事業によるUターン者への補助メニューは豊富であるものの、市内在住者への定住対策のための補助内容が手薄であるように思われる。一人でも多くの地元若者を市内に定住してもらうための対策を充実させるべきと考えているが、担当課として、どのようにニーズをとらえ、どのように対応していくかと考えているのか。

A 本事業は、平成27年度に平戸市総合戦略の人口減少対策の一環として、まずは市外からの移住者を取り込むことを第一の目的に創設した補助制度であり、随時見直しを行いながら、現在に至っている。定住対策については、今のところ市内在住者の新規住宅の取得に対する支援は難しいことから、現状のニーズを的確に把握し、若者に対する賃貸住宅等にかかる住宅支援をはじめ、併せて、公営住宅の入居要件の緩和ができないかなど、関係部署とも協議・検討をしていきたい。

平戸市犯罪被害者等支援条例の制定について

Q 本条例の目的および支援の内容は、どういったものか。

A 犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、市および市民等の責務を明らかにし、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、軽減および犯罪被害者等の生活の再建を図るための支援を総合的に行うとともに、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としている。

また、支援の主な内容は、総合的な窓口の設置、日常生活の支援、心身に受けた影響からの回復、居住の安定、雇用の安定などの支援策を講じるとともに、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、遺族見舞金等を支給するものである。